

「札幌開発建設部ダム事業費等監理委員会」規約（案）

（名称）

第1条 本会の名称を、札幌開発建設部ダム事業費等監理委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、幾春別川総合開発事業における適切な事業実施の観点から、コスト縮減策やその実施状況、事業の進め方等について、事業者に対し意見をすることを目的とする。

（審議事項）

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 コスト縮減策と実施状況
- 二 事業執行内容

（委員）

第4条 委員会は、別紙1に掲げる委員により構成する。

- 2 委員の任期は各年度毎の1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の氏名及び職業は、公表する。
- 4 オブザーバーは別紙2の通りとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務と進行を統括する。
- 3 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の開催）

第6条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴く事ができる。
- 3 委員会は、原則非公開とするが、委員会の開催結果の概要については公表する。
- 4 委員及びオブザーバーは、委員会で知り得た内容等の秘密を他に漏らしてはならない。委員及びオブザーバーの職を退いた後も同様とする。
- 5 委員会の成立は、委員の過半数の出席をもって成立とする。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、札幌開発建設部に置く。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則（施行期日）

- この規約は、平成20年9月12日より施行する。
この変更規約は、平成27年8月3日より施行する。
この変更規約は、令和3年〇月〇日より施行する。

第4条第1項の委員（委員は50音順：敬称略）

委員会役職	氏名	職業
委員	石井 吉春	北海道大学公共政策大学院客員教授
委員	泉 典洋	北海道大学大学院工学研究院副研究院長
委員	諏訪 義雄	国立研究開発法人土木研究所つくば中央研究所 水工研究グループ 研究グループ長
委員	向田 直範	北海学園大学名誉教授
委員	矢部 浩規	国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所 寒地水圏研究グループ 研究グループ長

第4条第4項のオブザーバー

オブザーバー
北海道建設部河川砂防課
電源開発株式会社
北海道企業局工業用水道課
桂沢水道企業団
三笠市
岩見沢市
美唄市